

說林

金正隆大定年間に於ける

契丹人の叛亂

(上)

三 上 次 男
外 山 軍 治

緒言

一 叛亂勃發に至るまでの契丹人の動靜

(一) 遼國滅亡前後に於ける西北、西南兩路の情勢

(二) 金國治下に於ける契丹人の動靜

二 叛亂の勃發

(一) 海陵王の南伐と地方の騒擾

(二) 叛亂勃發の経緯

三 撤八の叛亂

金正隆大定年間に於ける契丹人の叛亂

(二) 叛亂の進行

(三) 咸平府謀克括里の叛

(四) 金内部の動搖と討伐の停頓(以上本號)

(三) 金軍の討伐

(四) 窠斡の叛亂

(二) 窠斡の代立

(三) 金軍の討伐

(五) 僕散忠義の討伐と叛亂の鎮壓

(二) 僕散忠義軍の派遣

(三) 窠斡の捕獲と叛軍の鎮定

(六) 叛軍の招撫と亂後の收拾

(七) 亂後に於ける對契丹人政策

結言

「金正隆大定年間に於ける契丹人の叛亂」に關する

三上・外山の共作を發表するに當り、一言述べる事が

ある。元來これに關する外山の研究は「金宋交渉史の研究」の一部として進められ、その成果は昭和十二年三月「金正隆大定年間に於ける契丹人の叛亂と對宋關係」と題して指導教授羽田博士に提出せられてゐたが、これと時を同じくして三上も亦「猛安謀克制の研究」の途次、これに關する論考の大體をまとめた。

但し三上は行論の錯雜を防ぐ爲、「猛安謀克制の研究」中には全文を附せず、その概要を載せ全文は他日世に問ふべきを約した(「猛安謀克制の研究」通論第

五章第二節參照)。昭和十二年春、兩者は通信によつ

緒 言

て同一題目に就て研鑽を進めつゝあるのを知り、一
はその符合に驚き、一は互に稿を正すの機を得た事
を喜んだ。その後兩者は互に相會し、或は書信の往
復により、論考の成績に就て語り合つたが、最後に、
同一問題を研究せる兩者の論文を個々別々に發表す
るよりは、これを一つにまとめ世に問ふた方が、論
文の完全を期する點からも、閲讀せられる諸氏に對

しても、宜しからうと兩者の意見は一致した。かくて昭和十三年秋より兩者の論文は交換され、更に互に検討の後、こゝに共作となつたのである。而して本論文中、緒言、一、二、及び七は主として外山が分擔執筆し、三、四、五、六及び結言は主として三上がこれを分擔執筆した。分擔は互の便宜による所、而して責任の共通なることはもとよりである。一言記して共作の由來を明かにする。(昭和十三年十二月二十五日)

金朝第四代の帝王海陵王の治世は、事多く人穢か
ならざる時代であつた。彼は皇統九年(一一四九)熙
宗を弑して帝位を簒ふや、先づ宗室功臣を虐殺して
反對勢力の滅殺を計り、續いて諸種の制度を改變し、
更に貞元元年(一一五三)には舊都上京會寧府より北
支那の要地燕京(今之北京)に遷都してこゝを中都と名付け
た。これらしいづれも宗族諸王の勢力を艾除するこ

とによつて獨裁權を確立せんとする彼の努力を物語るものにほかならない。かくて獨裁君主となるを得た海陵王は、江南の地に跋躡しながらも、先進文化國としての態度を保持してゐる敵國宋を征服して全支

に君臨せんとの野望を懷き、南伐の準備を始めたのである。通州では兵船の建造が命ぜられ、兵器の製造は各地で行はれた。諸道の民兵は簽徵せられ、更に重稅が課せられ、その結果、不平の聲は天下に漲り、盜賊は各地に起つて良民を苦しめるに至つた。

元來海陵王の南伐は金廷に在つても反対するものが多かつたが、彼はかかる反対者を或は誅し、或は退け一意自策の强行に邁進した。さうして國中に漲る

動搖の氣は彈壓によつてこれを沈黙せしめ、準備は成つて將に南進せんとする直前、正隆六年（一一六一）四月、強制的徵兵を嫌惡して山後に於ける契丹人の暴動が勃發した。海陵王はこれが鎮撫を命ぜると共に同年九月、兵を國境に進め、頻に宋軍を擊破した

が、背後の叛亂は熾烈を極め、討伐軍は相次で破れ、國內の混亂はその極に達した。かゝる時、宗族東京留守曹國公烏祿（世宗）は衆に推戴せられて九月東京^{遼陽}に於て帝位に即き、大定と改元し、この報を聞い

て進退その措置に苦んだ海陵王は十一月揚州に於て部將完顏元宜等の爲に弑せられるに至り、こゝに局面は一轉した。中都に乘出した新帝は、南伐軍の撤退によつて淮水以北の金國領内にまで進出した宋軍に對する處置を講するとともに、諸將に命じてなほも北邊一帶に跳梁せる契丹叛軍を討伐せしめ、大定二年九月、叛亂勃發後一年五ヶ月にして漸く之を鎮壓することを得たのである。

この叛亂は、世宗の即位、海陵王の弑逆といふが如き金國內部に於ける政變や、金國の對南宋關係とも深き關聯を有する點に於てその重要性が認められるが、更に又、これが金國に於ける被征服民族たる契丹人の叛亂であつて、この結果金朝の契丹人に對する

統治方針に一大變革を來たさしめたといふ點に於て、特に注目すべき大事件たるを失はない。本篇の目的は、この叛亂の經過を明かにし、亂前後に於ける契丹人の動靜、之に對する金朝の統治方針を闡明するに在る。

一 叛亂勃發に至るまでの

契丹人の動靜

(一) 遼國滅亡前後に於ける西北・

西南兩路の情勢

金初に於ける西北・西南諸路の地、殊に察哈爾省南部、綏遠省東部に亘る一帶の地方は、契丹、奚を始めとし、突厥、蒙古、党項系の諸部族の居住するもの多く、甚だ錯雜を極め、燕京から西に奔つた遼の天祚帝を追撃して山西北部に進出した金軍にとつては甚だ難治の地たるを免れなかつた。しかも天輔五・六年(一一二一—一二二)の頃には、天祚帝は陰山に逃れ、耶律塗山も所部を以て降つたのである。⁽³⁾しかし、

て未だ金軍は追捕することができなかつたのであるが、綏遠省方面よりは遼帝に援助を與へんとする西夏軍が東進の勢を示して居り、燕京に於ては遼の宗族耶律淳立つて一方を保有して金軍の經略を一層困難ならしめたのであつた。⁽¹⁾これらに備へて遼帝擒捕の目的を遂行するには、是非とも山西北部の地を確保する必要があり、山西北部を確保するには、察哈爾、綏遠方面の契丹、漢人及諸部族を鎮撫しなければならなかつたのは當然のことであつた。

金軍は天輔六年(一一二一)四月、遼の降臣耶律坦を遣し、西南招討司及所屬の諸部を招徠して西夏との境界にまで至らしめたが、この時、遼西南面招討耶律佛頂、天德軍節度副使にして唐の郭子儀の後裔といふ郭企忠等が降つてゐる。又金の太祖の子閻母や完顏婁室等は天德、雲內、寧邊、東勝等の州を投降した。⁽²⁾これと相前後して遼の宗室の耶律懷義が投降し、耶律塗山も所部を以て降つたのである。⁽³⁾

まだ此の方面を充分に鎮撫しきれないと看た金軍は、郭金忠に命じて所部を徙して韓州奉天省八面城附近に居らしめ、耶律佛頂に命じて諸降人を渾河路(5)に護送せしめ、又翌七年には、太祖の弟昂に命じて山西諸部族を徙して嶺東(6)に置くなど、徒民の策を講じて以て諸部族人の反抗を防がうとしたのである。

天輔六年七月、金軍の都統皇弟杲等の請を容れて京師會寧府今瀋江省阿城縣南白城の地を立ち、親征した太祖阿骨打は、察南方面より東して遼南京即ち燕京を陥れ、宋との約に従つて燕京以下六州の地を交割したが、金軍は再び西して遼帝を陰山に襲ひ、遼の宗室耶律大石を擒獲するなど、遼軍に大打撃を與へた。太祖は病を獲、宗翰を西北・西南兩路都統に任せ、雲中今の大同に駐つて邊に備へることを命じて京師へ向つたが、その途中に於て崩じ、弟吳乞買立つて位を嗣いだ。即ち太宗である。

宗翰は山西北部の地を占據して、やゝもすれば勢

金正隆大定年間に於ける契丹人の叛亂

力を挽回せんとする遼帝を制壓し、西夏の東進を抑へ、さきに金軍に降つた耶律塗山を西北路招討使となし、耶律懷義を西南路招討使に任じて邊外諸部の鎮撫に當らしめてゐる。金史卷八耶律懷義傳には、

天會初、帥府以新降諸部大小遠近不一、令懷義易置之、承制以爲西南路招討使、乃擇諸部衝要之地、建城市、通商賈、諸部兵革之餘、人多匱乏、自

是衣食歲滋、畜牧蕃息矣。

とあり、新降の契丹人の手によつてこの方面諸部の招撫に成功したのを物語つてゐる。

又天會二年(一一二四)には、當時未だなほ西北路に居住してゐたと思はれる烏虎部の討伐をも行ひ、その後之を廻烈部ともに泰州今龍江省洮南縣東方近邊の地に遷徙したこととも注意しなければならない。

その後金は西夏と和好を結び、西夏をして遼帝に援助を與へざることを約せしめ金軍は、窮餘の天祚帝を天會三年(一一二五)二月、今山西省朔縣下の地

(16) に於て擒獲し、遂に、その宿望を達したのである。しかし一方燕京駐在の宋軍は平州(今河北省盧龍縣)に據つて

金に抗した遼臣張覺を庇護し、約の如く歲幣を提供しないといふ不信行爲をくりかへしたので、戰捷の金軍はこゝに憤起し、この年十月、金帝は諸將に命じて伐宋の軍を起して南方に事を構えるに至つた。これ實に勢已むを得ざる所であつたが、この時金軍は最早その本族である女眞人の兵力のみにては不足を感じ、既に平州攻略の際に徵集した遼西地方の漢人及遼東地方の渤海人の外に、西北邊の諸部族、契丹人及漢人をも徵して南伐軍に加へなければならぬ狀態になつてゐたのである。金史卷八 郭企忠傳に、

天會三年伐宋、領西南諸部番漢軍兵爲猛安、從破雁門屯兵。

とあり、卷八 耶律塗山傳には、

宗翰伐宋、塗山率本部爲先鋒。

といひ、又さきに西南路招討使に任せられたといふ

耶律懷義もこれに従つたことが本傳(卷八一)に見えてゐる。

この時既にかくの如し。其後ひきつゞき宋との抗争に主力を注ぐことを餘儀なくせられた金國が、西北邊の控制に重兵を配置する餘裕のなかつたことは蓋し致し方がない。故に西北邊に於ては専ら邊外諸部族の羈縻に努め、この方面に居住する契丹、奚を始め諸部族人の住地を以て北方遊牧民に對する緩衝地帯となし、それらを以て猛安謀克軍或は札軍なるものを組織して邊防に當てた。金史卷二 地理志 西京路雲內州條に

天會七年、徙奚第一第三部來戍。

とある。雲內州は綏遠省の薩拉齊附近といはれる。從來熱河省方面に居住してゐた奚をこの地方へ遷徙したのは、前年西南路方面の諸部を金國の本地へ遷して西北邊諸部族の反抗を防止しようした方針を一變して、反対にこの方面への徙戍を敢行して、北方遊

牧民に對する防備に當らしめんとしたものであらう。さうしてこの方針の改變が、宋との開戦による形勢の變化に基くものであることは明かである。

かくて前述した如く耶律塗山を西北路招討使に、

耶律懷義を西南路招討使に任じた例を始め、天輔末年（天會元年）より西北・西南兩路の軍政・民政を

掌るべく設置せられた西北・西南兩都統司が天會五年以降に於て招討司と改められ⁽¹⁾愈々この方面の軍

政・民政を管掌すべき最高機關となると、西北（撫州

十五萬。

置司）、西南（豐州置司）兩招討司の長官招討使及その僚屬には多く契丹、奚人を以て之に任じ、諸部族を統制すべき部族節度使及その下僚にも諸部の人を起用してその職を掌らしめるこの多かつたのは疑ない。女真人はその間に在つて之を製約監督するに過ぎない状態であつたと考へられるのである。

その後金軍は天會六年（一一二八）、陝西中・北部の方面を經略して西夏の東南邊を壓迫し、絶遠東部方

面へ進出せんとする西夏の勢力を抑へることに成功した爲めに、以來西南路方面は比較的に平穏となつた様に考へられるが、興安嶺西の西北路方面の遊牧諸部族の中には金に對して反抗の態度を執つたものが多くた。金史卷七 完顏毅英傳には、天會五、六年のことと、思はれるが、

攝河東路都統、從左監軍移刺余睹招西北諸部、毅

英將騎三千五百、平其九部。獲生口三千、馬牛羊

と見えて居る。移刺余睹は即ち耶律余睹、天輔五年（一一二一）五月、金に降つた遼の宗族であるが、天會四年（一一二六）の南征には従はないで西京^{今の大同}に留つて北邊鎮護に當つてゐたのである。⁽²⁾

その後熙宗天會、天眷の間に至り、蒲、古斯が邊を擾したとの記事が完顏希尹神道碑に見え、又金史卷一
林耆暉傳に「從宗弼北征」、卷九丞相襄傳に「父阿魯帶、
皇統初北伐有功」と見えるが、これらの記載の間には

互に關聯があると推測せられる。即ち烏林苔瞳傳の

管馬和尙、烏古迺烈司招討斜野等北巡。

北征、丞相襄傳の北伐は共に萌古斯に對してなされたものと考へられるのである。「擾邊」の邊が何處を示すかは明確になし得ないが、興安嶺西の地であらうこととは想像に難くない。この萌古斯の侵寇の爲には金は非常に苦しめられた。そしてこれは皇統元年（一一四一、宋紹興十一年）金が南方宋との攻戦を打つて和約を結ぶに至つた原因の一となつたと考へられるのである。

熙宗を弑して位を簒つた海陵王の時にになると、次の様な記載が見える。金史^{卷九}完顏撒改傳に

天德元年、……其後從軍泰州路、軍帥以撒改爲萬戶、領銀朮可等猛安戌北邊、數有戰功、二年云々。とあつて、天德元年（一一四九）の頃にも北邊に擾亂があつたことを想はせる。又金史^{卷五}海陵王本紀には、貞元元年（一一五三）閏十二月癸卯（十九日）條に、

命西京路統軍撻懶、西北路招討蕭懷忠、臨潢府總

帥以戰獲分將士、亦以遺子敬、子敬不受。
とあれば、この頃に於ても北邊に紛擾があつたのを知るであらう。「巡邊」といふだけでその地點を指示しないけれども、前後の事情よりして興安嶺西の西路方面であつたと考へられるのである。⁽¹⁾ かくの如く、西北邊、殊に興安嶺西所謂西北路方面に於ては、金の統治が充分でなかつたため、絶えず遊牧民族の侵寇に悩まされて居た様に考へられる。正

隆の末、海陵王が國力を擧げて南伐の軍を起さうと

して、西北路の契丹人丁壯を徵して南征に従はしめんとするに及び、契丹人は、

西北路接近隣國、世世征伐、相爲讐怨、若男丁盡從軍、彼以兵來、則老弱必盡係累矣(金史卷一三三)
移刺窩斡傳)

とて徵發を免れんとしたが、これを徵發を避けんが爲の遁辭とばかりは考へられない。これこそ當時の實情を率直に言ひ現したものと見るべきであると考へる。

以上、遼國滅亡前後に於ける金の西北邊の情勢を考へ金の統治が充分にこの方面には及ばなかつた事實を敍述した。次には、遼國滅亡後に於ける金國治下の契丹人、および、常に契丹人と行動を共にしてゐる奚人の動靜を、耶律大石の西走、耶律余睹、蕭裕の叛謀等の事件を中心として記述し、以て正隆・大定の交つたといふ所以を述べよう。

(二二) 金國治下に於ける契丹人の動靜

金廷は前朝の遺民たる契丹人及奚人の統御に殊に意を用ひ、前述の如く之を契丹・奚人の多く居住する地方の諸官に登庸し、又猛安謀克を授けて契丹・奚人を統轄せしめ、熙宗の天眷三年(一一四〇)遼東の漢人渤海人には猛安謀克の世襲を禁じた後も、契丹・奚人には之(種)を許し、彼等を懷柔せんと努力した。然るにこれら被征服民の首腦者には金國治下に安じないものも少くなく、金の西北邊に對する統治の不充分なに乘じて嘯聚叛旗を翻さんとするものが出て、屢々この方面を騷擾の巷と化した。耶律大石の擾亂西奔・耶律余睹、蕭裕等の謀反がそれである。

耶律大石は遼の宗族で、天輔七年(一一二三)四月金軍に捕へられたが、同年九月、逃れて遼帝の許に歸り翌二年(遼保大四年)八月頃、遼帝のもとを去つて東北走して黒水を經て可敦城トラ河の南に沿へる地、右に於ける可敦城くはウゲノール正西に位すを去つて西走、至り、天會七・八年(一二二九)の間此地を去つて西走、

和州高の地に至つた。金に於ては天會三年（一一二

三千大實（大石）游騎數十、出入軍前、余都姑遣使

五）完顔希尹が、夏人が大石と約し、金軍の山西撤兵

打話、遂退。

を機とし、謀を合せて山西を奪回せんとする情報を得て朝廷に報告し、七年には泰州路都統婆盧火が奏して、「大石既得北部二部、恐後難制、且近群牧、宜列屯戍」といつた。金帝は之に對して「以二營之故發兵、諸營必擾、當謹斥候而已」といひながらも之を憂へ、天會八年耶律余睹、石家奴、拔离速等をして大石を追討せしめた（粘割韓奴傳）。金史卷一
粘割韓奴傳（金史一二一）九月、燕京の統軍と約して叛亂を企てるに至つたといふ記事を載せてゐる。大石は更に西して中亞の地に西遼國を建てたのであるが、この西遼の建國は、金國統治下の契丹人を刺殺し、自來契丹人は事を擧げて成らざれば、又然らずとも金國治下に在るを好まざる者は、西走してこの國に投ぜんとの望を囁するに至り、金の契丹人統治に甚だしき支障を與へることとなつたのは注意すべきである。

これと同時に契丹人統治に阻害を與へたものは宋側の策動である。宋に於ては、全國治下に於ける契

丹人の状態を看取し、之を唆かして金室に對して反

女眞遣故遼將余都姑帥兵經略、屯于合董城⁽¹⁾上京去

松漠紀聞の著者洪皓は、この討伐に關して、

かつたやうである。⁽¹⁶⁾

抗の舉に出でしめ、以てその南進の勢を阻止せんとする所謂後方擾亂策を立てた。天會四年（一一二六）宋靖康元年）、金將宗翰が遣した契丹人蕭仲恭に託して、遼の降將耶律余睹に叛謀をすゝめたのがその手はじめである。金史卷八蕭仲恭傳に、

天會四年、仲恭使宋、且還、宋人意、仲恭、耶律余睹皆有亡國之感、而余睹爲監軍、有兵權、可誘而用之、乃以蠟丸書、令仲恭致之余睹、使爲內應。

とある。仲恭は承諾した様な振りをして、還つてこの趣を報告し、蠟書を獻じたので、金廷に於ては宋の背信行爲に憤慨して再び南伐の軍を起し、遂に宋都汴京を攻陷して徽宗・欽宗以下を劫去するに至つたのである。かうした宋の陰謀は繰返された。天會六年

（一一二八）にはまた、王師正なる者を遣し、密書を以て契丹・漢人を招請せんとした。¹⁹ しかしこれも發覺して、三度び金軍の討伐を受けることとなつたのである。

宋側の囁目した耶律余睹は、その見込に違はず遂

に叛亂を企てるに至つた。余睹は遼帝天祚の不興を蒙り身邊の危険を感じたので、天輔五年（一一二一）兵を率ゐて金に降り、金軍の遼帝追伐の嚮導をつとめた。その後黨を結んで謀反しようとしたことがあつたが、これは事を擧げるに至らなかつた。天會三年（一一二五）金が伐宋の軍を起すと、元帥府左監軍に任せられて兵權を握り、その後西京大同に在つて西

北邊の鎮撫や大石の追討等に従つたのであつたが、官位が進まないので不満を抱いてゐた折柄、大石追討中の行動を疑はれて妻子を質せられたといふ。その身の危さを知つて叛亂を起すに至つたものであらう。

時は、天會十年九月。金は宋に對する前衛國として河南に立てた齊國に援助を與へて南伐せんとし、諸元帥は燕京に集つた。この國家の重大會議に臨まんが爲に、當時西京に在つて北支那に強權を振つてゐ

た宗族の猛將宗翰、その參謀完顏希尹等は燕京に赴いた。余睹は宗翰等が西京を離れて西北邊の警備がゆるんだのを機會として叛亂を企て、其一味である

首以獻、耶律奴哥加守太保兼侍中、趙公鑑、劉孺臣、劉君輔等、並授遼鎮節度使以賞之。

燕京路統軍使蕭高六と連絡をとり、高六は燕京に集つた將軍達が女眞の習慣によつて重九の狩獵に出か

げんことを約してゐたのである。松漠紀聞によれば、

余都謀誅西軍之在雲中者、盡約雲中河東河北燕

凡預謀者悉誅、契丹之黠、漢兒之有聲者、皆不免。といひ、要錄卷五紹興二年九月條には、

西京副留守李處能坐累誅、南京留守郭藥師、河東軍都總管簫〔蕭〕慶皆下獄、既而獲免。

余都謀誅西軍之在官在軍者。

京都守之契丹漢兒、令誅女眞之在官在軍者。と見えて、契丹人のほかに漢人も之に參加せんとしたことを知るのであるが、これによつてその叛謀の如何に大規模にして、被征服民の反感が如何に根強かつたかを知るであらう。

と見えてゐる。

耶律余睹の亂は未然に防ぎ得て、その陰謀に與したものは悉く殺され、不逞の徒はやゝ一掃せられたかの如くに思はれたが、しかし西北邊に於ける金の統治は、燕京河北の方面に於けるが如くにはいかなかつた様である。皇統元年（一一四一、宋紹興十一年）金宋の和が成立し、金の北支統治の業も進んだので、天會十年余睹謀反、雲内節度使耶律奴哥等告之、余睹亡去、其黨燕京統軍蕭高六伏誅、蔚州節度使蕭特謀葛自殺、邊部（^{こと}達靼部の）斬余睹及諸子、函其

金史卷三三耶律余睹傳に、この亂の處置に關しては金史卷三三耶律余睹傳に、この年燕京路は之を中央政府なる尙書省に隸せしめてゐるにも拘らず、山西及山後諸部族は之を元帥府に隸せしめ、燕京路とは異つた統治機關によつて管

掌してゐる⁽²⁾ことは、この方面に於ける金の統治が未だ充分でなかつたことを推察せしめるのである。

その後西北邊に於ける契丹奚人の動靜を窺ふべき

事實に、海陵王貞元二年（一一五四）正月、奚人蕭裕

等を首謀とする契丹奚人の謀叛事件がある。蕭裕は海陵王の陰謀を誘援助長し海陵王をして篡奪を敢行

せしめた人である。海陵王即位後は、その專制に妨げ

となる宗族剪滅の謀に與つた功によつて、累進して

貞元元年（一一五三）三月丙辰⁽²³⁾七日には右丞相兼中書令に

任せられてゐる。しかしその後海陵王が自分を遠ざ

けようとする氣配を示したことや、海陵王が猜忍で

殺を嗜むを見、禍のわが身に及ばんことを恐れて謀

反を企てるに至つたものである。金史⁽²⁴⁾卷一蕭裕傳に

はその経過に就いて、

遂興前真定尹蕭馮家奴、前御史中丞蕭招折、博州

同知遼設、裕女夫遏刺補謀立亡遼豫王延祐^{(天祚之}

孫、裕使親信蕭屯納往結西北路招討使蕭好胡、好

胡即懷忠、懷忠依達未決、謂屯納曰、此大事、汝歸

遣一重人來、裕乃使招折往、招折前爲中丞、以罪

免、以此得詣懷忠、懷忠問招折、與謀者復有幾

人、招折曰、五院節度使耶律朗亦是也、懷忠舊與

朗有隙、而招折嘗上撻懶變事、懷忠疑招折反覆、

因執招折、明朗繫獄、遣使上變、遼設與筆硯令史

白答書、使白答助裕以取富貴、白答奏其書。

と見える。海陵王は容易に之を信じなかつたが、裕は自首して遂に殺され、又遼設、馮家奴も誅せられた。

馮家奴の妻は豫王（天祚帝）の女であり、その子穀と

ともに反せんとし、共に殺戮せられた。一方、護衛龐

葛を西北路招討司に遣し、朝及び招折を誅せしめ、屯

納は棄市せられ、遏刺補は縊死してこの亂も未然に

平定せられたと記してゐる。

又小事件ではあつたが、海陵王の燕京遷都以前、北

京路に於ける奚霑の軍民を南徙した際にも不逞の徒

が蠭起したことがあつた。金史⁽²⁵⁾卷八高楨傳に、

是時奚霊軍民皆南徙、謀克別朮者因之嘯聚爲盜、海陵患之、卽以楨爲中京留守、命乘驛之官、責以平賊之期、賊平。

と見える。高楨が中京留守となつたのは天徳三年のことであるから、奚霊の民を南徙したのはそれ以前、恐らくは天徳二年頃であつたであらう。南徙とは山西方面へ遷した事を意味すると思はれるが、その理由の一は、奚の根據地熱河方面の既成勢力の減殺にあるとともに、一には西北邊境の警備を堅めんとしたしめと推測される。然し南徙の強制は彼等に不安の念を興へ、惹ては動搖を生ぜしめたのである。

かくの如く契丹餘黨にして金國治下に安んじないものは、機にふれて嘯聚叛亂の舉に出でんとした。かうした場合には多く西京、西北、西南、燕京路居住の契丹有力者を糾合してゐるが、その中心は常に西北路及び西京路の方面に在つた様に思はれる。これらの方には早くより契丹人の勢力の根が下され、且、

その他諸部族の居住するもの多く、金の勢威が充分に徹底しなかつたので、彼等契丹不平分子嘯聚の中心地となつたものであらう。かかる情勢は、一二の叛亂の關係者を處分することのみによつて解消するものではなかつた。蕭裕の亂には遼の末帝天祚の子孫を推して契丹人の結束を固めんとしてゐるが、これはさきに天會四年、宋が蠟書を以て耶律余睹に謀反を誘つた時にも用ひられた術策で、又本篇の主題である正隆末の契丹人の叛亂にも同様の行動がみられる。これこそ契丹人糾合には最も效果的な方法なのであつた。さうして事を擧げて志ならずんば西して夏國、北して諸部族に投じて金の勢力を脱せんとし、後には又同族の國西遼に逃れてその援助を得ようといふ望を失はなかつた。このことは、金の契丹人統御の上に甚だしき困難を附加したものであつたのである。

以上遼國滅亡後に於ける契丹奚人の動靜を、二三

の事件を中心として考察し、彼等が金國の支配下に在るをいさぎよしとせず、金國の壓力が衰へれば常に之に乗じて反抗の態度をとらんとしたことを指摘した。正隆の末、海陵王が西北路の契丹人壯丁を徵發して南伐の軍に加へようとした時、之を嫌つて遂に大叛亂を起すに至るのであるが、西北邊に於ける金國の支配力の微弱と、金國治下に於ける契丹人の動靜とに想ひ到れば、かゝる叛亂の勃發が決して偶然にあらざるを諒解することができよう。これは契丹人の壯丁を徵發せし當時に於ける狀態を考察するところによつて一層明白となる。

二 叛亂の勃發

(一) 海陵王の南伐と地方の騷擾

海陵王は貞元元年（一一五三）燕京遷都を斷行したが、これと同時に上京なる宗室を燕京に遷し、宗族猛安を中都、山東、河間等の各處に徙した。^{金史}かくの如

き大規模の南遷が金國社會に與へた影響は頗る大きかつた。これには流石の海陵王も心を惱した。金史○五楊伯雄傳によると、次の様な問答が載せられてゐる。

（海陵）嘗問曰、人君治天下、其道何貴、對曰、貴靜、海陵默然、明日復謂曰、我遷諸部猛安分屯邊成、前夕之對、豈指是爲非靜邪、對曰、徒兵分屯、使南北相維、長策也、所謂靜者、乃不擾之耳。

この南遷によつて生じた動搖がまだ治まらない時、再び金國全土を騷擾せしめたのは、南伐の準備であつた。

獨裁君主海陵王は、南方に躊躇しながらも依然として先進文化國としての襟持を保つてゐる南宋を屈服せしめて全支に君臨せんとの野望を懷くに至り、天下一家となつて然る後にして正統と爲すべし金史
通傳
二九季といひ、宗室大臣の諫言を斥けて南伐の準備を急ぎ、正隆四年（一一五六）正月には泗州以外の權

場を閉鎖して國內の事情が宋側に漏洩するのを防ぎ、二月には戰船を通州に於て造營せしめ、諸路の壯丁を徵發し、三月、使を遣して諸道總管府に詣り、兵器を造るを督せしめた。⁽²⁵⁾ 金史⁽²⁶⁾卷一李通傳には詳細に、遣使籍諸路猛安部族及州縣渤海丁壯充軍、仍括諸道民馬、於是遣使分往東京、速頻路、胡里改路、易懶路、蒲與路、泰州、咸平府、東京、婆速路、曷蘇館、臨潢府、西南招討司、西北招討司、北京、河間府、真定府、益都府、東平府、大名府、西京路、凡年二十以上五十以下者、皆籍之、雖親老丁多、求一子留侍、亦不聽。

といひ、武器が民間に留まるのを防ぎ、民が不軌を企てるのを未然に抑へんとの意圖を示してゐる。又諸路の馬匹を調發せしことは、本紀に四年八月のこととして見え、

易懶路、蒲與路、泰州、咸平府、東京、婆速路、曷蘇

館、臨潢府、西南招討司、西北招討司、北京、河間府、真定府、益都府、東平府、大名府、西京路、凡年二十以上五十以下者、皆籍之、雖親老丁多、求一者、仍令戶自養飼以俟。

といつてゐる。これに關して李通傳には詳しく、

於是大括天下羸馬、官至七品、聽留一馬、等而上之、並舊籍民馬、其在東者給西軍、在西者給東軍、

に詳述する如く、正隆・大定間に於ける契丹人の大叛亂は實にこの強制的徵兵に端を發するのである。又四月には、諸路に詔して、舊くより貯へた軍器は一切之を中都に送らしめた。⁽²⁶⁾ 李通傳によると、五年十一月のこととして、

といひ、更に續いて、
詔河南州縣、所貯糧米以備大軍、不得他用、而贏

馬所至、當給芻粟、無可給、有司以爲請、海陵曰、

此方比歲民間儲畜尚多、今禾稼滿野、羸馬可就牧

田中、借令再歲不獲、亦何傷乎、及徵發諸道工匠

至京師、疫死者不可勝數、天下始騷然矣、調諸路

馬以戶口爲率、富室有至六十匹者、凡調馬五十六

萬餘匹、仍令本家養飼以俟師期。

と見えてゐる。

馬以戶口爲率、富室有至六十匹者、凡調馬五十六
萬餘匹、仍令本家養飼以俟師期。

馬以戶口爲率、富室有至六十匹者、凡調馬五十六
萬餘匹、仍令本家養飼以俟師期。

かゝる徹底的な戦備によつて苦しめられたのは人

民であつた。金史卷五海陵本紀には、

四方所造軍器材用皆賦於民、箭翎一尺至千錢、村
落間往往椎牛以供筋革、至於烏鵲狗彘、無不被害

者。

中王墓誌を引いて、

又借民間稅錢五年。

といつてゐる。又金史卷三宗尹傳には、

海陵軍興、爲一切之賦、有菜園、房稅、養馬錢。

とあり、更に又卷九龐迪傳には、

海陵南伐、徵欽煥急、官吏因縁爲姦、富者用賄以

免貧者破產益困。

と見え、その窮状を示してゐる。

右の如き不安動搖がその結果として所在に於ける
不平分子の蜂起を惹き起させしめたのは已むを得ない
所であつた。しかも丁壯を徵して之を南伐軍に加
え、武器を軍に押収して地方に留めなかつた爲に、州
縣はそれらの叛亂者を抑壓することが出來ず、却つ
て擾亂を大にする様な逆効果を齎らしたのである。

李通傳には、

於是民不堪命、盜賊蠭起、大者連城邑、小者保山

澤、遣護衛二十四人、各率甲士五千人、分往山東、
河東中都等路節鎮州郡、屯駐捕捉盜賊。

と見えるが、これは正隆五年十月のことである。⁽²⁸⁾ その他、五年三月には東海縣の民張旺、徐元、六年八月には單州の杜奎、九月には大名の王九（宋朝史料）⁽²⁹⁾ 等叛

き、濟南の耿南、太行の陳俊⁽¹⁾相前後して立ち、又契丹人邊六斤、王三の輩、皆十數騎を以て旗幟を張り、自畫公行したが、官軍敢て誰何するを得なかつたなど見える。⁽²⁾かゝる間にも海陵王は南伐の準備を整へ、正隆六年二月癸亥⁽³⁾中都を發して南京に向つたのである。

西北路に於ける契丹人の大叛亂はこの騒擾の餘に勃發した。

その直接の原因は、西北部の契丹人の男丁を強權を以て徵發せんとしたことに在る。全國の壯丁を擧げて南征に従はしめ、武器を軍隊會聚の要地に集めて南征軍がその地に至れば始めて之を支給することとした程であるから、滿洲東蒙古地方に於ける兵備は殊に手薄となつてゐた。前述の如く西北路方面は國初より金の勢力の充分に徹底しない處であり、契丹の遺民も未だ充分金國の治下に安んぜず、事にふれて反撥不軌の企をなすといふ状態に在つたが、かくの如き情態に在る契丹人、殊に、さなさだに

金の勢力の微弱であつた西北邊の契丹人を強制的に徵發して南征に従はしめんとしたことが、叛亂を誘發する結果となつたのは、蓋し自然の勢といふべきであらう。時恰も天下を擧げて騒擾の渦中に在り、西北邊に於ける金の兵備薄らぎし際、この動搖の擴大するは火を賜るよりも明かなことである。

(二) 叛亂勃發の經緯

叛亂勃發の直接原因が西北路契丹人壯丁の強制的簽徵に在つたことは屢々述べた通りであるが、その顛末に關しては金史卷三十三移刺窩斡傳に最も詳しく、

正隆五年、海陵徵諸道兵伐宋、使牌印燐合、楊萬、燐徵西北路契丹丁壯、契丹人曰、西北路接近鄰國、世世征伐、相爲讐怨、若男丁盡從軍、彼以兵來、則老弱必盡係累矣、幸使者入朝言之、燐合畏罪不敢言、楊萬深念、後西北有事得罪、遂以薨死、

燐合復與牌印耶律娜、尙書令史沒答涅合、督起西北路兵、契丹聞男子當燐起、於是撤八、李特補

興部衆殺招討使完顏沃側及燭合、而執耶律那、沒
荅涅合、取招討司貯甲三千、遂反。

とみえる。これによれば海陵王の苛酷なる徵兵に反対して叛亂を起した契丹人は西北路に住する諸部であり、徵兵後に来るべき北方遊牧民の侵寇を憂慮した爲であるとしてゐる。前述した如く、金朝はすでに

熙宗の頃より北方諸族の侵寇を蒙り、又之を討伐し

たこともしばしくであつた。そして金の政策は北方諸族と境を接した地方に居住する契丹・奚・舌古等の諸部族を緩衝體として利用したのである。右の文

中鄰國といふは興安嶺西なる遊牧民の謂であり、それらと世々征伐してたがひに讐怨を爲すといつてゐるのはその實情を表明したものにほかならぬ。彼等が、壯丁を盡く南伐に參加せしむれば、この方面の防備に空隙を生じ、その結果如何なる事態が生ずるやも計り難いと考へたのも無理はない、金廷に於ても時の中丞相にして太祖以來の功臣たる耨盧溫敦思忠

金正隆大定年間に於ける契丹人の叛亂

の如きは之を憂へて契丹壯丁の徹底的徵發に反対した。金史卷八 盜賊溫敦思忠傳にはこれを傳へて、

海陵將伐宋、問諸大臣、皆不敢對。思忠曰不可、

曰、州郡無兵、何以備盜賊、海陵盡籍丁壯爲兵、思忠曰、山後契丹諸部未可盡起、皆不聽、其後州郡盜起、守令不能制、契丹撒八、斡窩(斡斡)果反。

とある。思忠の言の如きは何等顧られず、更に西北路へ派せられた使者燭合も海陵の意を恐れて現地の危険なる情勢を傳へ得なかつた。

叛亂の首謀者として記されてゐる撒八に就ては、
金史卷三 移刺窩斡傳には、

撒八者初爲招討司譯史。

とあり、又叛軍に殺された西北路招討使完顏沃側の傳金史卷七二には、

(沃側)爲西北路招討使、撒八秩滿、已數月、冒其俸祿、不卽解去、沃側發其事、撒八反、沃側遇害。

とみえる。これによれば撒八は元招討司譯史であつたが、任期満ちて後の不正を暴かれ、招討使完顏沃側に對して含む所があつたことが知られる。海陵王は現地から歸つた徵兵の使者燥合とともに、耶律娜、沒答涅合等を再び簽兵實行の爲に西北路に赴かしむるや、撒八はこれらの使者及び西北路招討使完顏沃側を殺し、招討司の貯甲三千を奪ひ、契丹諸部を率ゐて立つたのである。

契丹人叛亂の近因は上に述べた如く、直接には海陵の徵兵に反対して起されたものではあるが、尙邊境に至つた契丹諸部は、正隆末年の金國內部の動搖に乘じ、祕かに彼等の獨立をも企圖してゐたでもあらう。このことは、事こゝに至るまでの契丹族人の行動によつても察せられ、又、事變突發と共に、彼等の結束を固めんとして、天祚の子孫を擁立せんとした叛衆の態度からも、ほのかに感する事が出来る。次に又西北路招討使完顏沃側によつて不正を暴かれた撒

八の窮餘の反抗であつた事も事件突發の一要因として數へられよう。さうして、一旦事を擧げたならば、金軍の南進を妨げんとして宋よりの援助が、宿敵に仇せんとする西遼や、西夏との聯絡が、得られるといふ豫想が彼らを動かしたものといへよう。

建炎以來繫年要錄卷一紹興三十一年七月條には、

壬辰、敷文閣待制・樞密都承旨・充大金起居・稱賀使徐嘉等至盱眙軍、金主已遣翰林侍講學士韓汝

嘉至泗州待之、……汝嘉入館、闔其扉、守臣周淙即館外穴壁以窺、汝嘉令嘉・搢跪於庭下、抗聲稱有勅、遂言曰、自來北邊有蒙古搭坦等、從東昏時數犯邊境、自朕即位已久寧息、近準邊將屢申、此輩又復作過、比之以前、保聚尤甚、衆至數十萬、或說仍與西夏通好、鎮戍突厥、奚契丹人等力亦不能加、曾至失利、若不卽行誅戮、恐致滋蔓。

と云ふ記事が存する。この内「自來北邊有蒙古搭坦等……此輩又復作過、比之以前保聚尤甚、衆至數十

萬」とあるのは、契丹叛亂の事實がそのまま宋に傳へられては、全國内部の不統一を暴露することになり、如何にも大國の威信に關する。故に「はこれに對す

る豫防線をはる爲に、一は宋使の入境を拒止するが爲にも、この北方の擾亂を熙宗朝に屢々入寇した蒙

古及び宋にも早く知られてゐる韃靼の侵寇に假託してその拒辭となしたものと思はれるが、更にそれに次で「或說仍與西夏通好」とあるのも單なる假空の事實ではなく、何等かの眞を傳へたものと想像される。金史卷八唐括安禮傳には、

大定十七年、詔遣監察御史完顏覲古速行邊、從行契丹押刺四人按刺得雅魯斡列阿自邊亡歸大石、上聞之詔曰、大石在夏國西北、昔窩幹爲亂、契丹等響應、朕釋其罪、俾復舊業、遣使安輯之、反側之心猶未已、若大石使人間誘必生邊患。云云

議立豫王延禧子孫、衆推都監老和尚爲招討使、山後四羣牧、山前諸羣牧皆應之、迪斡羣牧使徒單賽里、耶魯瓦羣牧使鶴壽等皆遇害。

檄に應じて先づ馳せ參じたものに五院司部人老和尚等の一群があつた。窩幹傳によれば彼は節度使朮甲兀者殺をして撒八に應じたとあるが、この老和尚は

すると、おそらく、叛亂勃發の當初に於ても、西遼との關係はかなり進んでゐたものと思はれる。

三 撒八の叛亂

(一) 叛亂の進行

使鶴壽の事蹟中の一節に「鶴壽鄆王昂子、本名吾都不、五院部人老和尚率衆、來招鶴壽、與俱反、鶴壽曰、吾宗室子、受國厚恩、寧殺我不能與賊俱反、遂與二子皆被殺」とある五院部人老和尚と同一人であらう。

さうして又衆に推されて招討使の假位に就いたと云ふ都監老和尚も彼と同一人に違ひない。³⁸⁾

かくて叛軍の首腦部が決定すると、彼等は天祚帝の子孫を擁して事の成就を計らんとし、叛亂は勢に乘じて遼室復辟運動の色彩をも帯びるに至つたのである。

更に山前の諸羣牧、山後の四群牧は撒八の招に應じて各々羣牧使を殺し、相次で叛軍に附した。羣牧は軍馬の飼育、蕃息を事とし、金は遼の舊制に従つてこれが制度を設けてゐる。さうして金代羣牧に屬する民は、任務の性質上、遊牧を事とする奚・契丹人が多かつたのは云ふまでもない事である。正隆の末年群牧所の數は九所を算し、彼等は今日の東蒙・内蒙各地

に散在した。³⁹⁾今撒八の亂に應じた山前諸羣牧、山後四羣牧の名は明ではないが、金史卷一溫廸罕蒲睹傳によると、

溫廸罕蒲睹爲兀者羣牧使、西北路契丹撒八等反、諸羣牧皆應之、蒲睹聞亂作、選家奴材勇者數十人、給以兵仗、陰爲之備、賊不得發、乃給諸奴曰、官閥兵器、願借兵仗以應閥、諸奴以爲實然、遂借與之、明日賊至、蒲睹無以禦之、賊執蒲睹而問之曰、今欲反未、蒲睹曰、吾家世受國厚恩、子姪皆仕官、不能從汝反、而累吾族也、賊怒鬪而殺、子與孫皆與害。

とあつて兀者羣牧が叛軍に加はつた事が詳に見えて居り、又上文に續いて、

是時廸斡羣牧使徒單賽里、副使赤蓋胡失苔、耶魯瓦群牧使鶴壽、歐里不群牧完顏朮里骨、副使完顏辭不失、ト廸不部副使赤蓋胡失賴、速木典糺詳穩加古買住、胡睹丸詳穩完顏速沒葛、轄木丸詳穩高

彭祖等皆遇害。⁽³⁸⁾

とある。これによれば兀者群牧、廻斡群牧、耶魯瓦群牧、歐里不群牧と共に、ト廻不部、速不典丸、胡睹丸、轄木丸等も相次で叛した事が明瞭となる。かくの如く山前山後の諸羣牧が聲に應じて立ち上つたのは、この方面の契丹族の利害に全く共通する所あつたと同時に、既に事前に於て何等かの聯絡がなされてゐたのを見逃す事は出來ないであらう。

叛軍の一隊は、時あたかも山後の廻謀魯に在つて休養し、南進の命を俟ちつゝあつた上京會寧府方面八猛安の軍馬を盡く奪ひ氣勢を擧げた。⁽³⁹⁾ この事實は金史^{卷九}溫廻罕移室憲傳に「契丹叛、敗會寧六猛安於締母嶺」とも見える。廻謀魯は正しく締母嶺に違ひないのである。⁽⁴⁰⁾

更に撒八の軍に合したものに北京路猛安所屬の契丹がある。金史^{卷九}移刺斡里朵傳に見える次の記事はこれを指すものに違ひない。

正隆間、轉同知北京留守事、會遊古河蘭子山等猛安契丹謀亂、時方發兵討之、別遣斡里朵押軍南下至松山縣、爲賊黨江哥所執、且欲推爲主盟、要以契約、……賊知不可屈且欲害之○斡、斡里朵說其監奴、因得脫還、六年九月改北京路轉運使。

遊古河猛安、蘭子山猛安の位置は明かでないが、討伐の別將移刺斡里朵が松山縣^{熱河省赤峰}の四方で兩猛安の契丹叛軍と戦つてゐるのから察すると、彼等の中心は或は圍場の方面でもあつたであらうか。尙撒八の軍に合したものに關沙河千戸十哥等もあつた。彼は前廻列招討使完顏麻濱、烏古廻列招討使烏林答蒲盧虎等を殺し、部する所を率ゐて西北路に走つたがその軍は室魯部節度使阿廻列に追はれて破れ、僅か數騎を以て撒八の軍に合した。⁽⁴¹⁾ 關沙河の位置は不明であるが、その名稱は移刺道傳^{金史卷八八}に「正隆三年、徙臨潢咸平路畢沙河等三猛安屯戍幹盧速」と見える畢沙河と同じく、位置は烏古廻列招討使烏林答蒲盧虎を殺し、且

つ室魯部節度使に追はれてゐる所より見ると、臨潢府の北方、烏古迺列部附近であつたと思考される。

(二) 咸平府謀克括里の叛

先きに四月中、西北路の一角に勃發した契丹の叛亂は、所在に應ずるもの多く、勢は燎原の火の如く、

叛亂の地域は今や西北路一帯から北京路方面にまで擴大するに至つた。然るに五月下旬、更に一部の動亂は満洲の要地、咸平府に於て突發した。咸平府謀克括里の叛がこれである。移刺窩斡傳には前後の消息を傳へて次の如く詳しい。

咸平府謀克括里、與所部自山後逃歸、咸平少尹完顏余里野欲收捕括里家屬、括里與其黨招誘富家奴隸、數日得衆二千、遂攻陷韓州及柳河縣、遂趨咸平、余里野發兵迎擊之、兵敗、賊遂據咸平、於是

繕完器甲、出府庫財物以募兵、賊勢益張、權曹家山猛安綽質集兵千餘、扼于夜河、賊不得東、綽質兵敗、括里遂犯濟州、會宿直將軍李朮魯吳括刺徵

兵于速頻路、遇括里于信州、與猛安烏延查刺兵一千擊敗括里、括里收餘衆趣京、是時世宗爲東京留守、以兵四百人拒之、賊至長安縣、聞空中擊鼓聲如數千鼓者、候見旌旗蔽野、傳言留守以十萬兵至矣、即引還、亦以其衆合于撒八。

この暴動の主謀者、謀克括里に就ては明でない。然し括里が契丹人であつたことは金史卷八、烏延查刺傳に「契丹括里陷韓州」とあるので明瞭であらう。さてこれによれば括里は部する所と共に山後より逃歸したとある。惟ふに會寧方面の諸軍と共に南進の命を俟ちつゝ山後の地方に待機してゐた彼は、撒八の亂の起つたのを見て、叛軍に誘致される厭ひ、或は禍の身に及ばん事を恐れて、咸平府目指し逃歸したのであらう。

然るに時の咸平少尹完顏余里野は事情の如何を顧ず、彼も亦叛軍の一昧と淺考し、當時咸平に在つた括里の家屬を收捕せんと欲した。こゝに於て彼は咸平

に歸るの無謀なるを知り、部下及び富家の奴隸を糾合して叛旗を擧げ、南伐の爲に州縣の備薄きに乘じ、先づ韓州及びその屬縣である柳河縣を陥れた。⁽⁴⁶⁾ 彼は次で咸平少尹余里野の迎撃をも退けて咸平府を陥れ、城内府庫の財寶武器を奪ひ、やがて鋒を北方に轉じて濟州方面を衝かんとして途次曹家山猛安綽赤と對戦したのである。

權曹家山猛安綽質は金史卷二の彼の傳には「伊改河猛安人納蘭綽赤」と見えてゐる。又夜河の戰は彼の傳に改渡口の戰とあり、改渡口が伊改河の渡津であることは疑ひもある。⁽⁴⁷⁾ 伊改河は金代の東遼河の稱であるから、改渡口は開原懷德街道が東遼河を横切る地點、即ち今の小城子北方である。改渡口の戰は激しく、綽赤はこの地によつて、よく一ヶ月に亘り防戦に力めたが、遂に十倍に及ぶ叛軍の爲に破られた。⁽⁴⁸⁾ かくて犯軍は北滿の要地濟州（今吉林省）を犯さんとして北進を開始し、道途信州（濟洲の南方、今吉林省附近）を圍んだ。然し

ながら信州には勇將烏延查刺あり、時あたかも速頻路より兵を徵してこゝに來り著いた宿直將軍李赤魯吳括刺の軍と共に防いだので、⁽⁴⁹⁾ 叛軍は圍を解いて南へ下り、東京遼陽府の方面へと向つた。よつて彼は追撃に移り、敵を韓州（今八面城）の東八里許に捕捉し、大いにこれを破つた。咸平濟州の民はこれによつて意を安んじたとある。金史卷九溫迪罕移室憲傳に「契丹反、…屯於信韓二州之境、移室憲率數千人、殺賊萬餘于伊改河」とあるのもこの時のことであらう。然らば移室憲も亦烏延查刺の軍に合して括里軍を攻めたのである。

これより先、括里は軍の一部を南下、東京に向はしめてゐたが、こゝに於て餘衆と共に合して東京遼陽府を襲はんとした。時の東京留守宗室烏祿（後の世宗）は賊軍の來るを聞くや直に婆速路の兵四百を來り會せしめ、更に城中の子弟數百を集めて戰備を整へた。さうして東京留守務は彼の舅李石に委ね、八

月十八日、自ら兵を率んで東京を發し、鼓譟して叛軍を迎撃せんとしたのである。然るに叛軍は烏祿の策に乗せられ、瀋州北方より戦はずして退いた。⁽⁵⁵⁾ 叛軍を退けた烏祿は本紀によれば「還至常安縣」とある。⁽⁵⁶⁾ 然るに窩斡傳にはこの戦に就て「賊至長安縣」と見え
る。金代瀋州附近には存しない長安縣なる縣名はも

とより常安縣の音通であらう。常安縣は瀋州の屬縣。大定二十九年以後は挹樓縣と改められ、境内には范河・清河があつた。松井學士はこれを今之奉天の北七十支里に在る懿路(挹樓の轉音)に比定されたのは正しい見解と云はねばならぬ。⁽⁵⁷⁾ 世宗本紀に「及討括里、還至清河、遇故吏六斤」云々とあるのもこれを見せる。こゝに見える清河とは開原南方を流れる清河ではなく、懿路の傍を流れる懿路河、即ち小清河であるからである。⁽⁵⁸⁾ さすれば烏祿の軍は今日の懿路

し、北方よりは烏延查刺軍に追撃された契丹括里軍は、こゝに勢窮まり、殘兵を集めて進路を西方に轉じ、當時遠くケルレン河畔に向ひつゝあつた撒八軍と合した。この時期は八月二十日前後と思はれる。さて我々は最後に括里の叛した時日を一應考へて見る必要がある。先づ東京留守烏祿の軍が叛軍討伐の爲に遼陽を出發したのが八月十八日であるから、括里軍の南下を始めたのはもとよりそれ以前である。括里軍はその前信州を圍んでおり、これは若干の時日を要したと思はれるから、攻撃を始めたのは七月下旬であらう。更に叛軍はこの前の約一ヶ月餘を濟州へ向つて北進或ひは改渡口に於ける納蘭綽赤軍攻破の爲に費してゐる。結赤軍との戦は六月中に開始されたと見なければならぬ。かくて彼が咸平を陥れた時期、及び叛亂を起して韓州方面を攻めたのは六月上旬、時には五月下旬と思はれる。以上は極く大略の逆算であるが、これによつて咸平路に於ける

かくて南下の計畫は烏祿軍の迎撃にあつて失敗

括里の叛が、大體西北路に於ける撒八の叛亂に相應じて行はれたものである事が知られる。

この時、一方撒八の軍は嶺西に於て猛威を振ひ、更に括里の叛兵は咸平路を荒し、叛亂起つてより僅かに三ヶ月、北邊の情勢は刻一刻と悪化を來たしたのである。

(三) 金軍の討伐

先きに西北路に於て契丹人撒八の反亂勃發を知るや、政府は直に對策を講じた。海陵本紀に、

五月庚辰日○八 太師尙書令壽益溫都思忠薨、契丹諸

部反、遣右將軍蕭禿刺等討之。

とある。蕭禿刺はもとより所謂奚人である。彼は斡魯保等と共に自ら兵を出して撒八の本據を衝き、或ひは同知北京留守事移刺斡里朵をして遊古河蘭子山兩猛安を伐たしめる等大いに叛軍討伐に力めた。されど連戰功なく、加ふるに糧運つゞかざるの故を以て遂に臨潢府に退くの止むなさに至つてゐる。〔註〕然し

ながら一方撒八の軍も亦師恭、蕭懷忠等の率ゐる金の援軍相次で至り、自ら支ふべからざるを覺り、衆を率ゐて北走、龍騎河に沿つて西進し、耶律大石の西遼に歸せんと企てた。〔註〕龍騎河のケルレン河なることは云ふまでもなかろう。かくて叛亂の中心は西北路撫州より遙か北方に移り、討伐軍の本據は臨潢府に置かれてゐたことが知られる。

これより先叛亂の勃發により對宋開戦の條件悪化を憂へた海陵は、討伐の奏効せざるを怒り、六月二日、樞密使僕散思(師)恭忽、西京留守蕭懷忠に兵一萬を與へて叛軍を討伐せしめたのである。〔註〕

當時金の内部が上下とも、如何に動搖しつゝあつたかは、討伐の將僕散師恭が、海陵の嫡母徒單氏に語つた所によつて明かである。

及樞密使僕散師恭征契丹撒八、辭謁太后、○海陵嫡母徒單氏太后與師恭語久之、大槩言、國家世居上京、既徒步

中都、又自中都至汴、○南今又興兵涉江淮伐宋、渡

弊中國、我嘗諫止之、不見聽、契丹事復如此、奈何。海陵の南伐には近親、帷帳の大官にも反対する者多く、加ふるに北方には契丹叛軍の勢盛んである。南伐の期を延し、先づ全力を擧げて契丹の叛亂を平げるがよからうと云ふ意見も強い。我々は當時胡里改路に使し、つぶさに咸平路方面の情勢急なるを見た蒲察世傑の言を聞かう。⁽⁶⁾

入爲宿直將軍、以事往胡里改路、還奏、契丹部族大抵皆叛、百姓驚擾不安、今舉國南伐、賊若乘虛入據東土根本之地、雖得江淮無益也、宜先討平契丹、南伐未晚、海陵不悅曰、詔令已出矣、今以三萬兵選將屯中都以北、足以鎮壓、世傑又曰若東土大族附於賊、恐三萬衆未易當也、海陵不聽。

然しながら正論は何等取り上げらるゝ所とならず、

北邊の難をひかえつゝ、海陵は益々堅く南伐の意を固めた。僕散師恭、蕭懷忠等は、かゝる動搖極まつべき情勢の下に出發したのである。蕭懷忠は西京留守

であるから、援軍は恐らく山後の方にて編成され、嶺東を臨潢府の方面に向けて北進したのであらう。さうして臨潢府に於て、從前より討伐に從事せる蕭秃刺、或ひは北京留守蕭蹠等の軍と合し、撒八の軍を追つてケルレン河畔に至つた。然しながら討伐の諸將は戦に力めず、追撃は常に機を失し、敵の本據を日

睫の内に見ながら再び師を還して臨潢府に至つてゐる。⁽⁶⁾ 當時の賊軍の状況及び討伐諸將の怯懦であつたことは、後に至つて平章政事襄が世宗に對^乞「是時臣在軍中、忽土[○]鐵^恭、蹠、有精甲一萬三千有餘、賊軍雖多皆脅從之人、以麁紙爲甲易與也、忽土等恆怯遷延、賊乃遁去」⁽⁶⁾と述べたのによつて明かであらう。ケルレン河畔に兩軍の對峙した時期は七月であつたと思はれる。

討伐軍の敵軍と對陣しつゝあつた七月己丑十八日、戰鬪の成果のはかゞしきからざるを恐れた海陵は、舊の遼主耶律氏の子孫を殺害し、以て飽迄強固なる討

伐の意志を表示した。⁽⁶²⁾ もとよりこれは叛軍の擁する所となるを事前に防がんとした意圖から出た爲でもあつた事は言を俟たぬ。天祚帝の子孫はこれより先、貞元元年契丹人蕭裕等によつて既に擁立されんとしたものあつたからである。⁽⁶³⁾

海陵は更に金軍の討伐失敗を怒り、主脇者僕散師恭、蕭懷忠等に引き上げを命ずると共に、八月壬寅二日新たに討伐軍の編成を命じた。⁽⁶⁴⁾ 新たに編成された金軍は樞密副使白彥恭（敬）を北面兵馬都統とし、中都留守完顏穀享（英）西北面兵馬都統たり、開封尹紇石烈志寧⁽⁶⁵⁾、西北路招討使唐括宰的各々これに副たるの陣容であつた。諸將の中、一の契丹人も加へられない事は注意する必要があらう。

魯校尉太倉催御米走馬人至言、咸平府五月一日起、東京初八日起、廣寧府十三日起、義錦州十五日起、共三箇萬戸不満三萬人、中間一個萬戸、山後九州一萬一千人、分作十五箇千戸、漢軍共五萬人、元起定七月二十一日、大河以北請器甲、今爲北邊事務重、未見所往、待北邊上、走馬人來方敢

州に軍を駐した。⁽⁶⁶⁾ 當時の歸化州は今の察哈爾省宣化に當る。これによれば當時叛軍の主力は彼等内部の諸關係と、師恭軍の退陣とによつて再びケルレン方面より南下し西北路或ひは臨潢路、即ち彼等の嘗ての根據地附近まで南下してゐた如くである。この頃戶部員外郎であつた曹望之の傳九二金史卷には「撒八反、轉致甲仗八百、自洛州輸燕子城」と見えてゐる。燕子城は撫州柔遠縣に在り、撫州と同じく今之興和城Kara-Bal⁽⁶⁷⁾附近に當るが、このことに就ては、更に宋の淮東運使楊抗の齋した宋側の情報に次の如きものが見える。

かくて白彥恭・紇石烈志寧等を將とする北面軍は北京・臨潢・泰州三路の軍を以て叛軍討伐に當ることとなり、先づ北京に軍を集めてゐる。又完顏穀英・唐括宰古的等の率ゐる西北面軍は西京路に入り、歸化

具報、近北邊反了^{スルゴト}三千戸、是奚契丹、新簽漢軍惟

北京一處二萬戸、來到松亭關、圍燕子城了一萬副

甲、知北邊或退方敢南行、若北邊不退未敢南行。

これは金軍の動員に關する宋側の牒報である。これ

によれば叛亂を起したのは單に奚契丹に止まらず、

新たに簽せる北京路の漢軍も加はつてゐたやうであ

る。後に至り、管下の民を制する能はざるの理由を

以て、北京留守蕭曉の族誅されたのもかゝる理由に

基くものと思はれる。さうして彼等の一軍は松亭關

に至り、或ひは燕子城を圍んだとする。この報告は八

月二十八日にかけられてゐるが、燕子城包圍の報の

傳はつたのは恐らく七月下旬であり、包圍が事實と

すれば師恭軍の退還によつて反軍の南下は燕子城に

まで及んでゐたのであらう。故に討伐軍は北方に進

出する事を得ず、本部を遙か南方の北京大定府<sup>熱河省
大名城</sup>

と、歸化州^{察哈爾省}宣化縣とに置くの餘儀なきに至つたのに

違ひない。かくて北面軍は北京・臨潢・秦州を結ん

で一線となし、相互連絡を保ちつゝその方面を討伐し、一方西北面軍は歸化城を中心とし、長城を越えて北進、契丹反軍の本據を衝かんと計つた事が推測される。然し、當時在満部隊は南伐の爲に北支那に移され、先に艦船溫敦思忠の豫見せる如く州縣の備へは非常に薄かつた。されば海陵は宗室宗叙を咸平尹兼

本路兵馬都總管に任じ、甲仗四千をこれに附して内地の強化を計つた。宗叙は命ぜらるゝまゝに松亭關を經、牛歩遲々として咸平に向つてゐる。彼が遅々たる行動を取つたのは、恐らく當時の形勢混沌として

計り知られざるものがあつた爲であらう。

(四) 金内部の動搖と討伐の停頓

然るに八月新軍の編成されてより以後、金内部の混亂と動搖とは益々大を加へた。八月壬寅^{二日}討伐軍の編成と時を同じうして單州賊杜奎は亂を起し、又同月癸丑、皇太后徒單氏は南伐を諫止せるの故を以て弑せられた^{癸丑}。更に同月癸亥^{二十日}には先きの征討の

將、樞密使僕散師恭⁽⁶⁾西京留守蕭懷忠は族滅され、又勃

發當時より討伐に從事せる右將軍蕭充刺、護衛十人長斡魯（盧）保は誅された。同時に北京留守蕭蹠は、管下の民を制する能はずして叛亂に參加せしめ、或は降人を殺し、その婦女を奪つた事の罪によつて同じく族誅され⁽⁷⁾、又尙書令張浩、左丞相蕭玉は杖されたのである。⁽⁸⁾かくの如く契丹人の高官名將が多數殺戮されたのは誠に注意を要する。⁽⁹⁾

由來篡奪者なる海陵は女眞の重臣、功將の勢力を恐れて彼等の登用を避け、代つて多くの契丹人を用ひた。彼の篡奪を助けたるものゝ中に契丹人の多く含まれてゐたのも、契丹人重視の一因と考へられよう。實に海陵一代は金朝を通じて、他に見られざる程、多くの契丹人が重く用ひられてゐる。然るにこゝに至つて行はれた契丹高官の殺戮は、彼等の叛軍への通謀を恐れた爲とはいへ、又海陵の彼等への悪感を物語つて餘りあるものと云ひ得る。契丹に對す

る金室の態度はこれより急激に惡化したのである。

次で九月庚寅、一日賊王九は大名府に叛して、數萬の兵を擁したが、官軍はこれに對して如何ともなし得なかつた。かゝる間、海陵は同月二十五日自ら三十二總管の兵を率ゐて南征した。⁽¹⁰⁾三十二總管の内、一名の契丹人の名も見えないのは注意すべきであらう。

十月丙午⁽¹¹⁾日に至り事態は急變した。東京留守曹國公烏祿（世宗）の卽位がこれである。彼は睿宗宗堯の子、太祖の孫に當り、早くより人望厚かつた。世宗は永年に亘る海陵の暴政に不滿を抱くと共に、かゝる金室の危急を默視する能はず、自ら立つて時局を收拾せんとし、東京遼陽府に自立したのである。さうして彼は海陵の惡事十數を掲げてその討滅を宣し、使を四方に遣して諸將を召した。民心は已に海陵を離れてゐた。南伐の將士は烏祿の卽位を知つて續々と逃亡し、東京へと向つた。金史卷五海陵本紀正隆六年九月丙申⁽¹²⁾條には「曷蘇館猛安福壽・東京謀克金

住等、始授甲于大名、即舉部亡歸、從者衆至萬餘、皆公言於路曰、我輩今往東京、立新天子矣」と見える。^{（附）}曷蘇館猛安完顏福壽、東京謀克金住等、その出身地を見ると何れも遼東地方の出であり、今回の南伐に際して徵集せられたものである。世宗を擁立せし新勢力の中心の一が遼東出身の人士であつた事は注目すべき事實である。

更に東京に於ける世宗の下に來歸したものに宗室の一團があつた。金史卷六 爽傳には爽が太祖の子宗強の子であることを記した後、「未幾、復除安武軍節度使、海陵渡淮、分遣使者剪滅宗室、爽憂懼不知所出、會世宗卽位東京、宗室璋推爽弟阿瑣行中都留守、遣人報爽、爽棄妻子來奔、與弟忻州刺史可喜俱至中都、東迎車駕、至梁魚務入見」とあり、同じく可喜傳にも「降忻州刺史、海陵遣使殺之、可喜聞世宗卽位、卽棄州來歸」と見える。彼等は何れも海陵の魔手を辛うじて遁れた人々。故に彼等は世宗立つと聞くや直に彼の許

へと來歸したのである。時に南方宋地に於ては金宋兩軍は死戰を行ひ、北方塞外に在つては叛軍の勢盛である。しかも革命、國內に起つては海陵ならずと雖も如何とも爲し難い。かかる内、十一月乙未二十日海陵は南征の途次、瓜州に於て遂に部將完顏元宜の爲に弑された。元宜の本姓は耶律。金室に盡した功によつて國姓完顏を與へられたとは云へ、彼も亦北方に事を起しつゝあつた契丹の族であつたのである。萬事は一變したのである。諸將は一先づ外征・討伐を置いて自己の今後の行動を決定しなければならぬ。然らばこの際に於ける叛軍討伐の將の向脊は如何。

これより先、東京留守烏祿、衆望を得、南征の軍中より逃歸したものが皆東京に奔つて烏祿を推戴せんとするの風明かとなるや、北面軍都統白彥敬、副統紂石烈志寧はこれを憂へ、祕に會寧尹完顏蒲速賚、利涉軍節度使獨吉義と計つて、烏祿を攻め、これを圖らんことを議した。然し世宗の卽位（十月七日）は彼等

の計畫の實現より早く、しかも彼等の一人獨吉義は

即位の前に來歸して密謀を告げたのである。⁽¹⁾ 世宗は

これに對して石抹移迭・移刺曷補等九人を遣して彦

敬・志寧を招諭せしめたが、彼等は聽かず、九人の使

者を殺した。⁽²⁾ こゝに於て完顏謀衍を遣して兩人を攻

め、彼等は又建州^{朝陽の西北}の境によつて防いだが利な

く、しかも同志會寧尹完顏蒲速賚は病と稱して來ら

ず、彼等は遂に狀勢の變化せるを看取して降つた。⁽³⁾

時は十一月壬辰二十日。彼等は世宗が遼陽を發して中都

へ入らんとし、遼河の彼方染魚務に次した時來上し

てゐる。⁽⁴⁾ 故に海陵に任命された契丹討伐軍は九月終

りより十一月末までの三ヶ月、何等任務を遂行する

所がなかつたと云ひ得る。

北邊の大事、契丹叛軍の勢は尙盛であつた。こゝに

於て世宗の手によつて新たに討伐軍が編成された。

註

(1) 外山「燕京に於ける遼宋金三國の角逐—特に郭藥師の常勝

金正隆大定年間に於ける契丹人の叛亂

軍を中心として」(滿洲學報第五) 九一一一頁参照。

(2) 遼史卷二天祚帝本紀、金史卷二太祖本紀、卷七六宋傳、卷八

二郭金忠傳。和田清博士「豐州天德軍の位置について」(史

林第十六第二號)によれば、雲內州治は歸化城の西方なる薩

拉齊附近、東勝州治は今日の朔平の邊外、鑿漢山南の涼城

(寧遠附近である。又寧邊州治は綏乘卷三疆域考下に綏遠

省清水河縣の南に據してゐるのに從ふべきである。又天德

軍は歸化城東白塔所在の地即ち遼以來の豐州の地であら

う。外山「山西を中心とする金將宗翰の活躍」(東洋史研究

第一卷第六號)註(3) 參照。

(4) 金史卷八二郭金忠傳。

(5) 津田左右吉博士は、「金代北遼考」(滿鮮地理歴史研究報告

第四)一五五—七頁に於て、渾河は臨潢より泰州に至る中間

に在る滑河に當り、今のハプリン河ならんとの推定を下してゐる。

(6) 金史卷四六食貨志、卷六五曷傳。

(7) 金史卷二太祖本紀、卷三太宗本紀、卷一三四酉傳。

(8) 金史卷八二耶律彊傳。

(9) 箕内瓦博士は、金初に於ける烏古廻烈の住地を考へ、近代こ

きに遼の壽隆二年、この部の一部を移して北邊の衝を扼したといふ烏納水(博士の推定によれば、今の洮南よりシラ

金正隆大定年間に於ける契丹人の叛亂

第二六卷 四三二

ムレンに至る中間に位する某河、或は D'Arvile の地圖の

Khol 河ならんといふ) の流域に移つたものと考へ(金の

兵制に關する研究、蒙古史研究一三二一八頁)、津田博士も

亦之に従つてゐる(金代北邊考 滿鮮地理歴史研究報告第四

一三二一四〇頁)。しかし箭内博士は、たゞ金史に見ゆる天

徳年間以後の記事によつて、その住地を推測したにとゞま

る。金史卷三太宗本紀天會二年七月乙未條、三年二月丁卯條

卷六蒲家奴傳述史卷三〇天祚帝本紀梁王雅里北走の記

事、等を照合すれば、金の天會の初にはこの兩部の一部はな

ほ興安嶺西に在り、三年二月に嶺東泰州附近に移されたこ

とが推測せられるのである。

(10) 外山「劉豫の齊國を中心として觀たる金宋交渉」(滿蒙史論

叢第一) 二八二頁補註(5) 參照。

(11) 三上「金初の都統司及び軍師司」(滿洲史學第二卷第三號)

一一一三頁參照。尙、金史卷四兵志には「太宗天會元年以

襲遼主所立西南都統府爲西南西北兩路都統府」と見える。

(12) 嫩州は今喀喇巴爾哈孫(Kara Balgasun)である。箭内

博士「金の兵制に關する研究(蒙古史研究)一四五頁参照。

豐州は今歸化城東白塔の地である。和田博士「豐州天德軍の位置について」(史林第十六卷第二號) 參照。

(13) 金史卷二太祖本紀、卷一二三耶律余睹傳等。

(14) 外山「金熙宗朝に於ける蒙古の侵寇」(蒙古學第一冊) 參照。

(15) 元納水に關しては箭内博士「金の兵制に關する研究」(蒙古

史研究) 一三九頁註1 參照。

(16) 耶律大石に關する項は羽田亨博士「西遼建國の始末と其年

紀」(史林第一卷第二號) に據る。

(17) 大金國志本紀天會九年條に

粘罕自雲中。以燕雲漢軍女直軍一萬人。北攻耶律大石林

牙、耶律佛頂林牙于漠北曷董城。

とある。粘罕自身がこの討伐に參加したといふのは誤で、左監軍耶律余睹をして軍を率ゐて伐たしめたのである。耶

律佛頂は、さきに天輔六年全軍が耶律坦をして投降せしめ

た際に金に降つた人であるが、その後に逃れて大石に合したものと見える。

(18) 東都事略卷九九邢恕傳に

斡離不既還、而粘罕尙留降德、遣使來求賂、時大臣有輕
敵之意、猥曰、今勤王之師踵至、當與之抗、且彼既領肅
王過河。吾盍留其使與之相當、於是館其使逾月不遣、伊
時以司農少卿爲館伴、有都管趙倫者、燕人、懼不得歸、
乃許以情告係曰、金國有餘觀金吾者、貳於金人、願歸大
國、可決之以圖三帥、僚自以爲出奇計、遂以聞于朝、大
臣信之、郎以詔書授倫、賜餘觀晝、納衣領中、仍厚賜倫
金帛、倫至黏罕所、首以其書獻之、黏罕大怒、以倫書表
聞其王、遂提兵南下。

とあり、宋史四七一邢恕傳にも同様の記事を載せてゐる。余賈と宋廷との結びつきを燕人道倫の發意によるとなしてゐる。

(19) 金史卷七四宗翰傳等。

(20) 外山「劉豫の齊國を中心として觀たる金宋交渉」(満蒙史論叢第一) 楊伯潤の跋の項参照。

(21) 同右

(22) 金史卷二四地理志西京路大同府條、卷七七宗弼傳。

(23) 金史卷五海陵王本紀

(24) 三上「猛安謀克制の研究」(金代女眞の研究所收)通論第四章第二節參照。金史卷四四兵志、卷六六場傳、卷八三納合

樞罕傳等。

(25) 金史卷五海陵王本紀。

(26) 同右

(27) 同右

(28) 同右

(29) 金史卷一二九李通傳。

(30) 外山「金熙宗朝に於ける蒙古の侵寇」(蒙古學第二冊)九八

頁

一 辛棄疾傳等。

△史に見える群盜騷起の記事を拾ふと、卷八一伯德特夷補傳に「正隆盜起、州縣無兵不能禦、沿舊有河、附于城下、

特离補乃引水注濠中、以爲固、盜弗能近、州賴以安。」とある。

金正隆大定年間に於ける契丹人の叛亂

り、卷八三張文素傳に「正隆末年、天德盜起、玄素發民大增築城郭、同僚諫止之、不聽、未幾寇掠鄰郡、皆無備、而興平」(陝西省興平縣)獨安」とあり、卷八六烏延蒲轄奴傳には、「海陵南征、改歸德尹、爲神策軍都總管、當濱濟州

(山東省濟寧縣)。北至山東、盜已據其城、蒲轄奴……明日攻破其城。」といひ、卷一五楊伯潤傳に、伯潤が山東東路轉運使となつたことを記し、「正隆末群盜蠭起、州郡往往罹害、獨濟南賴伯潤保全」とあり、卷一二八李曉傳に「正隆末盜賊蠭起、略增築城壘爲備、蔚(察南の蔚縣)人賴之以安。」とみえ、又卷八六夾古胡刺傳に「正隆末、山東盜起、胡刺爲行軍猛安、討賊、遇賊千五百人徐州(江蘇省銅山縣)南敗之。」と見えるなど、枚舉に遑がない位で、その地域も山東を始めその他陝西、察南方面にも及んでゐる。尙、要錄卷一九二紹興三十一年九月條にはかゝる動亂と契丹人の叛亂とを結びつけて「所是中原豪傑並起……而契丹之後耶律鄂哈(窩斡)亦興於沙漠」と見える。

(31) 金史卷七三守能傳には「押刺民列」とある。

(32) 金史卷七三守能傳には「押刺民列」とある。

金正隆大定年間に於ける契丹人の叛亂

第二六卷 四三四

これが事實とすれば、西北路招討司治のあつた撫州鎮寧軍節度使か、或は五院部節度使であつたであらう。

(36) 移刺窩斡傳中には招討使の假位に推された都藍老和尚と、五院部人老和尚とは別人として記されて居る。然しこれは史料の混亂から來た誤記であつて、恐らく同一人であらう。

(37) 金史卷四四兵志。尙ほ群牧に就ては三上が續いて一文を草するつもりである。

(38) 金史卷八八唐括安禮傳によれば、この時叛軍に殺された諸羣牧使、詳釋等は皆功臣の後であつて、在官中何等契丹人と怨恨關係を持たなかつた事が記るされてゐる。

(39) 移刺窩斡傳。

(40) 溫迪罕移室遼傳にはこれに關して「契丹叛、敗會寧六猛安於締母嶺、屯於信韓二州之境」とある。然しこの記事の内

は直接關係のない二つの事實であつたのであるが、傳の編者は即ち撒ハ叛軍の行動、後者は後に述べる括里叛軍の事實である。實に撒ハ叛軍が、信韓州方面で活動した事實は全くなく、且つ山後の締母嶺と、咸平府（今の開原）に近い信州韓州では距離、位置の關係からも問題とはならぬ。

(41) 松井學士「滿州に於ける述の疆域」（滿洲歷史地理第二卷）六七一八頁。
(42) 三上は舊稿「猛安謀克制の研究」（金代女眞の研究）の内於て遊古河蘭子山兩猛安の地を今日の赤峰附近に求めた方（五五三頁）。然しこれはそれより西方圍場方面に求めた方がより妥當の様である。

(43) 移刺窩斡傳。

(44) 遼史（卷三三）部族下によれば「曉衍突厥部、聖宗析四闢沙、四頗拂戶置、以鎮東北女直之境、開泰九年節度使奏請置石烈、隸北府、屬黃龍府、都部署司」とあり、曉衍突厥部の構成一部に四闢沙なるものが見える。恐らく突厥種人の一部を東北境に移し以て女眞に備へたものであらう。開沙河、畢沙河とこゝに見える四闢沙との間に或は何等かの關係等が存するであらうか。これに關しては、田村實造學士の示教をうけた。

(45) 上京會寧府方面の諸猛安軍が山後に待機してゐたことは、撒ハの叛軍に、彼等の放牧して置いた騎馬を悉く奪ひ去られた事からしても推測される（三六頁參照）。

(46) 金史卷八六烏延查刺傳。

(47) 三上「猛安謀克制の研究」（金代女眞の研究第二篇）五一〇頁。尙夜河は或は葉赫かも知れぬ。然し、伊改河が東遼河である事は全く疑がないから、若し、夜河を葉赫として生

かさうとすれば綽赤は兵を夜河と、伊改河とに分けて防い

だとも考へる他はない。然し夜河方面が、略奪を目的とする大軍の通過し得べからざる行路であり、且つ防戦地點

ものは明瞭だから、主力の戦闘が伊改河方面で行はれ

たのは疑ふ餘地がない。若し、夜河を葉赫と假定し、特に

夜河の戦のみを取りあげたとすれば、それは史料の混亂か

らする誤りであつて、彼の傳に改渡口とある方が正しい。

(48) この戦闘に就ては金史卷一二「納蘭綽赤傳」に次の如く詳細

である。「納蘭綽赤、威平路伊改河猛安人、契丹括里使人招

之、綽赤不從、括里兵且至、綽赤遂圍城旁近村寨爲兵、出

家馬百餘匹給之、教以戰陣刺之法、相與拒括里于改渡口、

由是賊衆月餘不得進、既而括里與四萬人大至、綽赤拒戰城

與十倍、遂見執、縛而殺之。」

(49) 金史卷八六「烏延查刺傳」。

(50) 金史卷六世宗本紀。

(51) 全史卷七二「謀衍傳」にもこの時のことと述べて「自將討括里、

遇謀衍于常安縣」とある。

(52) 「滿洲に於ける遼の疆域」(『滿洲歴史地理第二卷』一〇頁)。

(53) 松井學士「滿洲に於ける金の疆域」(『滿洲歴史地理第二卷』)

二〇三頁。

(54) 金史卷九〇「移刺斡里朵傳」。

(55) 金史卷一三三「僕散師恭傳」。

金正隆大定年間に於ける契丹人の叛亂

(56) 金史移刺窩斡傳。

(57) 金史卷五海陵本紀。同史卷九「肅懷忠傳」。

(58) 金史卷六三海陵嫡母徒單氏傳。

(59) 金史卷九「蒲察世傑傳」。

(60) 金史卷一三三「僕散師恭傳」。移刺窩斡傳。

(61) 金史卷一三三「僕散師恭傳」。襄が平章政事となつたのは大定二十三年十一月から二十八年十二月まである。

(62) 海陵本紀同年條。

(63) 海陵本紀同年條。

(64) 海陵本紀同年條。

(65) 純石烈志寧傳には彼が西北面副統となつたとあるのは誤りである。

(66) 金史卷五海陵本紀。同卷八四「白彥敬傳」。同卷八六「尼廬古鈔兀傳」。同卷九七「純石烈志寧傳」。

(67) 金史卷八四「白彥敬傳」。同卷八七「純石烈志寧傳」。

(68) 金史卷七二「彀英傳」。

(69) 箕内博士「金の兵制に關する研究」(『蒙古史研究所叢書』)一四六頁。

(70) 三朝北盟會編卷二三一、紹興三十一年八月二十八日條。

(71) 金史卷七二「宗叙傳」。

(72) 金史卷五海陵本紀同年條。

(73) 彼が族誅されたのは一には、出發前 皇太后徒單氏と國事

を語つたのが、海陵の忌諱に觸れた爲でもある（金史卷九
一蕭懷忠傳）。

（74）以上の諸人中、蹟、懷忠、禿刺幹魯保は大定三年官爵を追
復されてゐる。恐らく對契丹人政策の爲であらう（金史卷九
九一蕭懷忠傳）。

（75）金史卷海陵本紀。同卷九一蕭懷忠傳。同卷一三三窩斡傳。
（76）金史卷九一移刺成傳には「撒八反、海陵以事誅契丹名將」
とある。

（77）海陵の治世奚契丹人にて丞相の位に登つたものに、蕭玉、
蕭裕、耶律安禮、蕭蹠、耶律恕等がゐる。

又貞元元年の如き丞右相に蕭裕、右丞に蕭玉、參知政事に
耶律恕が居り、當時の臺閣の半數を奚契丹が占めてゐたの
である。

（78）金史卷五、海陵本紀。

（79）金史卷八六完顏福壽傳にこれに就て更に詳しい記事があ
る。

（80）金史卷八六獨吉義傳。

（81）金史卷八七、紇石烈志寧傳。

（82）金史卷八四白彥敬傳。同卷八六獨吉義傳。同卷八七紇石烈
忠義傳。

（83）金史卷六世宗本紀大定元年十一月條。

（補1）三上「猛安謀克制の研究」通論第三章第二節参照。